

外構部の木質化対策支援事業（外構実証型事業）第2次公募及び実施要領

R2全木協連発第100号

第1（趣旨）

外構部の木質化対策支援事業のうち外構実証型事業（以下「外構実証型事業」といいます。）に係る公募及び採択された外構実証型事業の実施については、この要領に定めるところによるものとします。

第2（公募対象助成事業）

外構実証型事業が採択され、外構部の木質化の実証を行う事業者（以下「外構実証事業者」といいます。）は、外構部の木質化の実証の取組として、別添1「外構実証型事業の内容について」に定める事項を実施するものとします。

第3（交付の目的）

この助成金は、これまで木材利用が低位であった施設等の外構部の木質化により、木製外構の認知度の向上や木製外構に関連する知識の普及並びに情報の収集等の取組を支援することにより、木材の新たな需要を創出することを目的とします。

第4（外構実証事業者の申請の要件）

外構実証型事業に申請できる者は、外構実証型事業の対象施設を施工する工務店、建築・建設業者等であって、以下のすべての要件を満たす者としてします。

- ア 外構実証型事業の目的を理解し、外構部の木質化を積極的に推進する意思を有する者であること
- イ 「別添1」に定める外構実証型事業の内容を理解し、これを行う意思及び具体的計画を有し、かつ事業を的確に実施できる能力を有する者であること
- ウ 外構実証型事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する者であること
- エ 公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者でないこと
- オ 自ら又は実質的に経営権を有する者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ロゴ、特殊知能暴力集団、若しくはこれらに準ずる者又はその構成員、又は過去5年以内にこれらに該当したことがある者（以下、これらを総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと
- カ インターネットに接続されたパソコン、タブレット等によりホームページの閲覧及び申請に必要な書類のアップロード等を行うことができる環境を有する者であること

第5（対象となる施設）

外構実証型事業の対象とする施設（以下「実証対象施設」といいます。）は建物の外部にある次の要件をすべて満たす施設としてします。

(1) 塀

- ア 延長 1mあたり 0.04m³以上の木材を用いて整備する塀であって、当該塀全体で 0.1m³以上の木材を用いるもの
- イ 第10により、全国木材協同組合連合会（以下「全木協連」という。）が外構実証型事業として採択する旨の通知をした日付以前に施工着手していないもの
- ウ 本事業以外の国からの助成を受けていないもの
- エ 反社会的勢力が整備し、又は所有するものでないもの
- オ 申請者の所有する物件の外構施設でないもの

(2) デッキ

- ア 0.2m³以上の木材を用いて整備する建物外部にあるデッキであって、基礎を施工するなどして、屋外に固定され、容易に持ち運びができないもの
- イ 第10により、全木協連が外構実証型事業として採択する旨の通知をした日付以前に施工着手していないもの
- ウ 本事業以外の国からの助成を受けていないもの
- エ 反社会的勢力が整備し、又は所有するものでないもの
- オ 申請者の所有する物件の外構施設でないもの

第6（使用する木材）

外構実証型事業において使用する木材は、次の要件をすべて満たす木材とします。

- ア 「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（以下「クリーンウッド法」という。）に基づき合法性が確認された合法伐採木材（木材・木製品の合法性、持続可能性証明のためのガイドラインに基づく合法木材を含む。以下同じ。以下、「合法伐採木材」という。）
- イ 利用部位に応じて、別紙に定める耐久性を有する木材

第7（助成対象経費）

外構実証型事業において助成対象となる経費は、実証対象施設となる外構部の木質化の実証に必要な経費（消費税額を除く。）とし、以下の区分に応じて助成するものとします。なお、助成金額については、万円未満を切り捨てるものとします。

(1) 塀

- ① クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者（以下「登録事業者」という。）から木材を調達する場合、又は登録事業者が塀を施工する場合は、塀の整備費と塀の延長 1mあたり 30,000 円の定額で算出された金額のいずれか低い金額を助成するものとします。
ただし、一施設あたりの助成金の上限額は 2,200,000 円とします。
- ② 上記第7(1)の①以外の場合は、塀の整備費と塀の延長 1mあたり 17,500 円の定額で算出された金額のいずれか低い金額を助成するものとします。ただし、一施設あたりの助成金の上限額は 1,300,000 円とします。

(2) デッキ

① 登録事業者から木材を調達する場合、又は登録事業者がデッキを施工する場合は、デッキの整備費とデッキの木材使用量 1m^3 あたり 150,000 円の定額で算出された金額のいずれか低い金額を助成するものとします。

ただし、一施設あたりの助成金の上限額は 1,500,000 円とします。

② 上記第 7 (2) の①以外の場合は、デッキの整備費とデッキの木材使用量 1m^3 あたり 100,000 円の定額で算出された金額のいずれか低い金額を助成するものとします。

ただし、一施設あたりの助成金の上限額は 1,000,000 円とします。

第 8 (外構実証型事業の申請等)

外構実証型事業を実施しようとする者は、全木協連が運用するホームページ上の「外構部の木質化 (木塀、木柵等) の支援事業 (<https://www.kinohei.jp/>)」にアクセスし、以下の手順により事業の申請を行うこととします。

(1) 電子申請の利用登録

外構実証型事業を実施しようとする者は、第 8 に記載するホームページの「利用者登録」で表示される様式 1 - (1) (電子申請) のシートに必要な事項を入力するとともに、これらの事実を証明する書類の写しを電子ファイル (pdf 形式) により添付し、電子申請の利用を申請することとします。全木協連は、その内容を別添 2 の地域木材団体の協力を得て確認を行い、外構実証事業者としての申請要件をすべて満たしている場合は電子申請の利用者としての登録を行い、電子申請の利用者として登録した者に対しその旨をメールにより通知するとともに、外構実証型事業の申請に必要な ID を付与することとします。

なお、利用者としての登録は、1 事業者につき 1 件限り行うことができるものとします。

(2) 外構実証型事業の申請

上記第 8 (1) の登録を受けた者であって外構実証型事業を実施しようとする者は、第 8 に記載するホームページの「事業申請」で表示される様式 1 - (2) (電子申請) の画面の 1 から 9 までの項目に必要な事項を入力するとともに、同画面の 10 の添付書類に掲示する以下の事業申請に必要な添付資料(①から⑥)及び様式 1 別紙の「誓約書(添付資料⑦)」を添付した「外構実証型事業申請書」(様式 1 号)を別途全木協連に書面により提出することにより申請を行うこととします。

(事業申請に必要な添付資料)

- ① 申請する施設の配置図 (施設の規模・概要等が判読でき、記載の文字、数字、図面の詳細が明瞭に確認できるもの)
- ② 申請する施設の平面図 (同上)
- ③ 申請する施設の断面図 (同上)
- ④ 申請する施設の立面図 (同上)
- ⑤ 申請する施設の整備内容が確認できる見積明細書 (木材費及び木材加工費、その他資材費並びに諸経費 (解体費を除く。) の記載があるもの)
- ⑥ 申請する施設の木材使用量が確認できる木拾い表等

⑦ 誓約書（実証事業者、施主の押印のあるものを書面により提出する）

必要事項の入力が完了したときは、画面上で申請を行った旨表示されるとともに、電子申請システムより入力されたメールアドレス宛にメールにより通知するものとします（※電子申請は、審査に必要な情報の一部を電子化するもので、この時点で事業申請は完了していません。書面による事業申請書の提出をもって事業申請は完了するものとします。）。

なお、外構実証型事業の申請は、1事業者につき第1次公募及び第2次公募で2件までできるものとします。

第9（電子申請の利用登録及び外構実証型事業の申請受付期限等）

(1) 電子申請の利用登録期間

令和2年5月26日（火）～令和2年8月12日（水）17時までとします。

(2) 外構実証型事業の申請

電子申請の事業の申請受付期間は、令和2年8月19日（水）13時～令和2年8月26日（水）17時までとし、外構実証型事業申請書（書面）の受付は、令和2年9月2日（水）（当日消印有効）までとします。

ただし、助成見込み額が予算の上限に達した場合など事業申請の受付状況等の事情により期日前に締め切る場合があります。

(3) 申請書の作成及び事業の内容等に関する問い合わせ先

事務局 全国木材協同組合連合会内 外構実証事業事務局

〒107-0052 東京都港区赤坂 2-12-13 UHA 味覚糖赤坂ビル 3F

TEL 03-6550-8540 FAX 03-6550-8541 info@kinohei.jp

(4) 外構実証型事業の申請にあたっての注意事項

ア 提出された申請書は返却しません。

イ 申請した内容の変更または取り消しはできません。

ウ 虚偽の申請をした場合は、無効とします。

エ 申請要件を有しない者が行った申請は無効とします。

オ 申請に必要な資料の作成、通信料等事業申請に係る費用は申請者の負担とします。

カ 申請のあった内容は、外構実証事業者の了解を得ることなく当該事業以外に使用することはありません。

第10（外構実証型事業の採択について）

(1) 審査方法

全木協連は、申請された内容について、この要領への適合性等について審査を行い、外構実証型事業の採択の可否を決定します。

(2) 審査結果の通知

全木協連は、採択の可否の決定後速やかに、外構実証型事業に申請を行った者に対し、審査結果を電子申請システムよりメールにより通知するとともに外構実証型事業審査結果通知書（様式2号）の郵送をもって通知します。

第1 1 (外構実証型事業の実施及び注意点)

- (1) 外構実証事業者は、外構実証型事業審査結果通知書に記載された日付後、当公募及び実施要領に基づき速やかに外構実証型事業を実施することとします。
- (2) 外構実証型事業審査結果通知書(様式2号)に記載された日付以前に施工着手した外構実証型事業は、助成対象外とします。

第1 2 (外構実証型事業の申請の変更及び中止並びに取下げ)

- (1) 外構実証事業者は、第1 0で採択された外構実証型事業の内容の変更(助成見込み額の大幅な変更を含む。)が見込まれる場合は、事前に内容の変更の理由及び変更する内容等(施設の規模、構造、整備内容、木材使用量、見積額(木材費及び木材加工費、その他資材費並びに諸経費(解体費を除く。))等変更内容がわかる資料を添付することとする。)に記載した変更承認申請書(様式5-(1)号)を全木協連に提出し、その指示を受けなければなりません。
- (2) 全木協連は、変更承認申請書の内容を審査した上で、変更する内容等が適切と認められる場合は外構実証型事業変更審査結果通知書(様式5-(2)号)により、外構実証事業者に通知することとします。
- (3) 外構実証事業者は、外構実証型事業の中止並びに取下げが見込まれる場合は、事前に外構実証型事業取下げ申請書(様式3号)を全木協連に提出し、その指示を受けなければなりません。
- (4) 全木協連は、外構実証型事業取下げ申請書の内容を審査した上で、外構実証型事業取下げ承認書(様式4号)により、外構実証事業者に通知することとします。

第1 3 (進捗状況の報告)

全木協連は、必要に応じ、外構実証事業者に対し、外構実証型事業の進捗状況に関する報告を個別に求めることができるものとし、外構実証事業者はこれを拒むことができないものとし、ます。

第1 4 (外構実証型事業の実施に係る報告書の提出)

外構実証事業者は、事業完了後、全木協連が運用するホームページ「外構部の木質化(木塀、木柵等)の支援事業(<https://www.kinohei.jp/>)」内にある交付申請のページより外構実証型事業で得られた外構部の木質化に関する情報等の報告(様式7号)を行うものとし、ます。

第1 5 (交付申請書の提出)

- (1) 外構実証事業者は、実証対象施設の整備完了後から令和2年12月18日(金)17時までに全木協連が運用するホームページ「外構部の木質化(木塀、木柵等)の支援事業(<https://www.kinohei.jp/>)」内にある交付申請のページより必要事項を入力後、すみやかに「外構実証型助成金交付申請書」(様式6号)を全木協連に書面を提出することにより交付の申請を行うこととします。
- (2) 外構実証事業者は、交付申請書を提出するに当たり、消費税額を除外した金額で申請しなければなりません。

第16 (外構実証型事業の対象施設の検査)

全木協連及び地域木材団体は、必要に応じ、外構実証型事業の対象施設の現地検査を行うことができるものとし、外構実証事業者はこれに協力するものとします。

第17 (助成金の額の確定等)

全木協連は、交付申請書等の書類の審査を行い、その申請が外構実証型事業の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、外構実証型事業助成金交付決定通知書(様式8号)により、その結果を外構実証事業者に通知するものとします。

第18 (助成金の支払い)

外構実証事業者は、助成金の支払いを受けようとするときは、外構実証型事業助成金交付決定通知書の写しを添付して外構実証型事業助成金交付請求書(様式9号)を全木協連が指定する期日までに全木協連に提出しなければなりません。

第19 (採択及び交付決定等の取り消し)

- (1) 全木協連は、外構実証事業者がアからオまでのいずれかに該当するときは、外構実証事業者に対して、採択または助成金交付の全部若しくは一部を取消することができるほか、交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとします。
 - ア 第8の(2)の申請内容が、第15に定める交付申請書(様式6号)の内容と著しく異なる場合(事前に全木協連に協議があった場合を除く)
 - イ 外構実証事業者が助成金交付の決定内容及びその他法令に違反した場合
 - ウ 外構実施事業者が、外構実証事業に関して不正又は虚偽の報告等を行った場合
 - エ 外構実証事業者が、外構実証事業に関して不正行為を行った者、関与した者又は責任を負う者として認定された場合
 - オ 外構実証事業者が、検査に協力しなかった場合
- (2) 外構実証事業者は、第19(1)による返還命令を受けたときは、交付された助成金の全部又は一部を速やかに全木協連に返還しなければなりません。
- (3) 第19(2)の助成金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとします。

第20 (経理書類の保管等)

外構実証事業者は、外構実証事業に要した費用について、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を助成金の交付を受けた年度終了後5年間保存しておかなければなりません。

第21（報告）

外構実証事業者は、対象事業終了後3年間は、当事業による事業成果として、実証により整備した外構施設の状況を把握し、全木協連の求めがあった時には報告するものとしします。

第22（その他）

全木協連及び林野庁は、報告のあった成果を無償で活用できるほか、個人情報保護に配慮した上で公表できるものとしします。

全木協連では、助成金交付事務の電子化を進めており、作業の進行状況によって事前に通知することなくこの要領を改訂する場合があります。

（附則）

この通知は、令和2年10月27日から施行するものとしします。

別添 1

外構実証型事業の内容について

1 外構実証型事業の趣旨

我が国の森林資源は本格的な利用期を迎えており、国内の豊富な森林資源を循環利用することが重要である。今後、人口減に伴う住宅着工戸数の減少が見込まれる中で木材需要の拡大を図るには、木材利用の意義について理解を得つつ、これまで木材利用が低位であった分野を中心に需要を開拓することが必要である。

このため、高い展示効果が期待される非住宅及び住宅について、

- ① 工務店、施主等における木製外構の認知度の向上、
- ② 工務店、施主等に対する防腐処理等の木材に係る正しい知識の普及等に取り組むとともに、工務店等から関連する情報を収集することとする。

2 外構実証型事業の概要

・外構実証型事業(塀及びデッキ)

外構実証型事業においては、これまであまり木材利用が進んでいなかった外構部において、木材の使用が(一定の配慮・工夫等を行うことにより)可能であることを示すため、外構実証事業者は、木製外構施設を施工した上で、全国木材協同組合連合会(以下「全木協連」という。)に対し、以下の内容を報告するものとする。

- ① 木製外構を施工するきっかけについて
- ② 木製外構に使用した木材等について
- ③ 施主とのコミュニケーションについて
- ④ 木製外構の普及の可能性について
- ⑤ 森林資源の循環利用に向けた取組について

3 その他

全木協連は、事業終了後も外構部への木材利用が普及するよう、外構実証事業者が報告した内容その他情報を基に木質化のコスト、効果、事例の分析等を実施することを目的とし、外構実証事業者は令和8年3月末までの間、これに協力するものとする。